

秋が深まり、すっかり涼しくなってきましたが、皆様におかれては気温の変化に体調を崩されていないでしょうか。

今号では、高等部の後期産業現場等における実習の様子や卒業生たちが集った「同窓会」の様子、福祉サービス事業（就労系を含む）についてご紹介します。

高等部『産業現場等における実習』



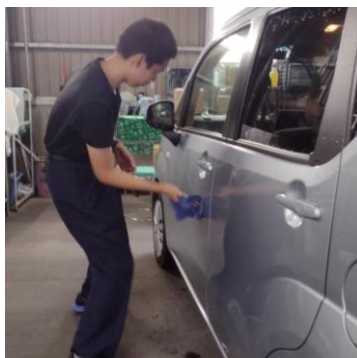
高等部では、9月2日（月）～13日（金）に3学年、10月7日（月）～11日（金）に1学年、11月5日（火）～15日（金）に2学年が、後期の産業現場等における実習を実施または予定しています。2・3学年は2週間、1学年は1週間の実習となります。

3学年の実習では、卒業後の生活へ見通しをもち、働くことへの心構えができたのではないのでしょうか。また、2学年や1学年も、自分自身の進路に関心をもち、希望する進路先へ進めるように頑張っていってほしいと思います。

3 学 年



ここっと作業所
（ボルトの組立）



トヨタレンタリース
（洗車）



アップルワークス
（調理補助）

1 学 年



ここっと作業所
（リサイクル）

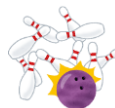


恵の里
（リサイクル）



くいーる作業所・花園
（段ボール組立）

同窓会『ボウリング教室』



8月31日（土）青森市のアオモリボウルにて、同窓会「ボウリング教室」を行いました。

当日は卒業生が集い、ボウリングを楽しんだり、近況を話したりするなど、互いに交流を深めることができました。また、今年は全日本ボウリング協会の齋藤さん、高畑さんにお越しいただき、ボウリングのアドバイスもしていただきました。



進路指導でよく出てくる言葉について

『福祉サービス事業（就労系も含む）編』



就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。利用期間は原則2年間で、賃金は基本ありません。

就労継続支援 A 型事業所

福祉サービス事業の一つ。

利用者（働く人）と福祉サービスを提供する事業者（雇用者）との間で雇用契約を締結します。この契約に基づいて、事業所で就労の機会を提供するものです。

A型では、就労によって一般企業に向けた知識や能力の向上を図ります。雇用契約を結ぶので、最低賃金（青森県は令和6年10月5日から時給額953円になります）が保障されます。また、就労扱いとなるため、相談支援事業所だけではなく、ハローワークの求職登録などの手続きが必要です。

就労継続支援 B 型事業所

福祉サービス事業の一つ。

雇用契約は結ばず、通所によって生産活動の機会を提供する事業です。一般企業への就労に必要な知識・能力が認められた人には一般就労にむけての支援が行われることになっています。軽作業から施設外就労など、事業所により活動の内容は多種多様です。また、活動内容や成果物、出勤日数に応じて工賃がもらえます。（事業所によって金額は異なります。）

自立訓練

福祉サービス事業の一つ。

自立した生活に向けて、生活能力の維持・向上を目指していく場です。食事や金銭管理、体調管理、コミュニケーションなど生活するうえで必要な能力を身につけます。生活能力の向上を目指すプログラムに加えて、余暇活動や就労に向けたプログラムも設定されています。

事業所は、通所型・宿泊型・訪問型の3種類あり、利用期間はいずれも原則2年間で。

生活介護

福祉サービス事業の一つ。

障害支援区分3以上の人を対象とし、日中、身体介護（入浴や食事等）や家事援助（調理や掃除等）などの生活に関する支援を受けながら、創作活動や生産活動を行う場です。また、身体機能や生活能力向上のための必要な支援も受けることができます。

食費や送迎費など、一部自己負担が必要な場合もありますが、事業所によって、生産活動に伴った工賃がもらえます。